

事業群評価調書(令和6年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	警察本部 交通企画課	永尾 俊之
施策名	1 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	事業群関係課(室)	交通・地域安全課、道路維持課、交通指導課、交通規制課、運転免許管理課	
事業群名	② 交通安全対策の推進	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額 2,287,640	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)							
交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現のため、市町をはじめ、関係機関・団体と緊密に連携し、総合的な交通安全対策を推進することで交通事故の減少を目指します。		i)交通安全運動、交通安全教育等の推進 ii)交通指導取締りの推進 iii)交通安全施設の整備 iv)運転免許行政の推進							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	年間の交通人身事事故発生件数	目標値①	3,700件以下	3,500件以下	3,300件以下	3,100件以下	2,900件以下	2,900件以下(R7)	交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現のため、市町を始め、関係機関・団体と緊密に連携し、総合的な交通安全対策を推進した結果、令和5年中における交通人身事事故発生件数は2,639件と、最終目標年度の目標を達成している。他方、ここ数年の実績については、コロナ禍に伴う交通量抑制の影響も考えられ、コロナ5類移行後の交通流の活発化に伴い、今後交通事故の増加が予想されることから、目標値は据え置き、引き続き達成に向けた取組を推進していく。
		実績値②	3,959件(R元)	2,805件	2,610件	2,639件			
達成率②/①		100%	100%	100%				順調	

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和5年度事業の成果等	
				R4実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R4目標	R4実績		達成率
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
				事業実施の根拠法令等								
				事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)					
				所管課(室)名	事業対象							
取組項目1	○	1	交通安全教育推進事業	24,467	21,549	183,672	●事業内容 道路交通法の規定に基づく安全運転管理者に対する法定講習や、地域交通安全活動推進委員による交通安全広報活動の推進及び関係機関・団体と連携したあらゆる世代に対する交通安全教育を実施。 ●実施状況 安全運転管理者等6,064人に対して法定講習をオンラインで実施したほか、地域交通安全活動推進委員216人による交通安全活動等を通じて、県民の交通安全意識の高揚を図った。 このほか、関係機関・団体と連携し、歩行者及び運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組みとともに、キャンペーンでの呼び掛け、広報紙やSNSでの情報発信などの広報啓発活動を実施した。	【活動指標】	7,000	6,457	92%	●事業の成果 ・新型コロナウイルスの感染防止に留意したオンライン講習や屋外講習などの実施の工夫により、活動指標である実施回数は目標を達成でき、幅広い世代における交通安全意識の高揚を図ることができたが、比較的規模の大きい企業・団体等からの依頼の減少や、多人数向け講習会への参加者数の減少により、成果指標である受講人数は目標を達成できなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・年間の交通事故による人身事事故発生件数は2,639件と前年と比べわずかに増加したものの、最終目標年度の目標値を下回り、交通事故の抑止に寄与した。
				23,564	21,786	192,241		交通安全教育実施回数(回)	7,000	7,168	102%	
				30,885	27,315	190,635		交通安全教育受講人数(人)	7,000			
			道路交通安全法第108条の27			【成果指標】		420,000	297,086	70%		
	—			交通安全教育受講人数(人)	420,000	319,659	76%					
	交通企画課			○	—	—	幼児から高齢者までの運転者・歩行者					
	○	2	交通安全対策推進費	6,313	6,313	5,357	●事業内容 交通安全対策基本法等に基づき、「長崎県交通安全実施計画」を策定するほか、県民の交通安全意識の高揚を図るため、県内児童・生徒向けの交通安全啓発図画コンクールを開催。 ●実施状況 交通安全対策会議幹事会を開催し、「令和5年度長崎県交通安全実施計画」を策定した。また、県内の小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒から交通安全図画を募集し、入選作品以上は県庁等において掲示を行ない、最優秀及び優秀作品については表彰を行った。	【活動指標】	策定	策定	—	
				6,971	6,971	5,361		交通安全実施計画の策定	策定	策定	—	
				7,932	7,932	5,447		策定				
		交通安全対策基本法第16条、第25条			【成果指標】	—	—	—				
S46-				—	—	—						
交通・地域安全課			○	—	—	県民全体、関係機関・団体	指標無し	—	—	—		

取組項目	3	交通安全運動推進費	936	936	4,975	●事業内容 四季の交通安全運動を通じ、様々な交通事故防止策を実施。また、交通死亡事故が多発した場合には、県下全域又は特定地域に多発警報を発令し、総合的かつ集中的な対策を実施。 ●実施状況 市町、関係機関・団体が一体となり、四季の交通安全運動及びスローガン等を周知するポスターを作成するとともに、新聞、ラジオ等で広く県民に周知を図った。	【活動指標】	27,000	27,760	102%	●事業の成果 ・死亡事故死者数は前年27人比に比べ36人と増加したものの、年間の事故発生件数、負傷者数はほぼ横ばいで、重傷者数は前年297人から279人に減少した。また、交通死亡事故多発警報の発令もなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・市町、関係機関・団体と一体となった交通安全運動により、県民の交通安全意識の高揚に努めたことで、発生件数、負傷者数を微増に抑え、重傷者数は過去最少となった。
			1,010	1,010	4,978		交通安全運動ポスター配布数(枚)	27,000	27,630	102%	
			1,221	1,221	5,058		【活動指標】	数値目標なし	※発令なし	—	
	S51-	交通・地域安全課	—	—	—	県民全体、関係機関・団体	【活動指標】	数値目標なし	※発令なし	—	
							【成果指標】	316以下	294	100%	
							交通安全運動期間中の交通事故件数(件)	294以下	314	93%	
	4	交通安全指導員等育成費	81,391	40,696	3,826	●事業内容 各地域における交通事故の抑止のため、(一財)長崎県交通安全協会に対して補助金を交付し、協会が実施する交通安全指導員の設置及び活動事業を促進するとともに、交通安全指導員の指導能力向上のための研修会を実施。併せて、市町が委嘱する交通指導員に対しても交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を実施。 ●実施状況 (一財)長崎県交通安全協会に補助金を交付し、交通安全指導員新任研修会等を通じて指導力の向上を図った。また、交通指導員研修会を開催し、交通指導員の指導能力向上を図った。	【活動指標】	2	2	100%	
			74,805	37,403	3,830		交通安全指導員研修会開催回数(回)	2	2	100%	
			85,004	42,551	3,890		【活動指標】	10	9	90%	
	S48-	交通・地域安全課	—	—	—	①交通安全推進関係団体 ②市町	研修会開催回数(回)	10	7	70%	
							【成果指標】	1以下	0	100%	
							年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	1	100%	
	5	交通安全母の会育成費	500	500	1,530	●事業内容 交通安全対策基本法等により策定した交通安全実施計画に基づき、「交通安全は家庭から」をスローガンに交通安全活動を実践する交通安全母の会の活動の活性化を目的とする補助金を交付。 ●実施状況 長崎県交通安全母の会連合会に補助金を交付するとともに、団体の活動の活性化を図った。	【活動指標】	1	1	100%	
			450	450	1,532		交通安全推進イベント開催回数(回)	1	1	100%	
			428	428	1,556		【成果指標】	1以下	0	100%	
S53-	交通・地域安全課	—	—	—	交通安全推進関係団体	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	1	100%		
						【活動指標】	21	14	66%		
						講習会の開催数(回)	21	12	57%		
6	高齢者交通事故防止対策事業費	1,055	1,055	3,061	●事業内容 県内全市町において、高齢者を交通事故の被害者及び加害者にならないための対策として、高齢者を中心とした交通安全教育・啓発のための講習会を開催。 ●実施状況 高齢者を中心とした交通安全教育・啓発のための講習会について、目標としていた県内全域での開催はできなかったが、過去3年間で未開催であった3市において、シミュレーター機材を活用した高齢者対象の参加体験型講習会を開催した。	【成果指標】	前年比-5%	-1.0%	20%		
		348	348	3,063		高齢者関連事故件数(件)	前年比-5%	-7.8%	156%		
		(R5終了)R3-5	—	—		—	【活動指標】	講習会の開催数(市町)	7	—	—
7	高齢者交通安全教育事業費	840	840	3,112	●事業内容 高齢者を交通事故の被害者及び加害者にならない対策として、高齢者を中心とした交通安全教育・啓発のための講習会を開催。 ●実施状況 高齢者を中心とした交通安全教育・啓発のための講習会を開催した。	【成果指標】	—	—	—		
		(R6新規)R6-8	—	—		—	高齢者関連事故件数(件)	1,073	—	—	
		交通・地域安全課	—	—		—	高齢者	—	—	—	

取組項目 ii	○	8	交通秩序の維持事業	313,222	285,765	2,062,484	<p>●事業内容 交通死亡事故などの重大事故抑止を目的として、交通事故実態の分析に基づいた交通指導取締りや悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを実施。</p> <p>●実施状況 令和4年中の交通事故発生状況を分析した結果、交差点及び交差点付近における交通事故が全事故の半数以上を占めたことから、横断歩行者妨害や信号無視などの交差点関連違反の交通指導取締りを重点的に実施した。 また、重大事故に繋がりがりやすい飲酒・無免許運転などの悪質性・危険性の高い違反についての交通指導取締りも強化した。</p>	【活動指標】	数値目標なし	12,777	—	<p>●事業の成果 ・交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進し、交通安全の秩序の維持を図った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・交通事故を分析した交通指導取締りの推進により、運転者等の交通安全意識の高揚と交通安全秩序の維持に繋がりがり、交通事故抑止に寄与した。</p>
				326,959	295,987	2,008,956		悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数(件)	数値目標なし	12,664	—	
				350,084	319,760	2,058,853		交差点関連違反を原因とする事故及び飲酒・無免許運転による事故の合計件数(過去3年間の平均件数以下)	数値目標なし			
				警察法第2条				【成果指標】	760以下	637	100%	
			—	○	—	—	車両の運転者、歩行者等	交差点関連違反を原因とする事故及び飲酒・無免許運転による事故の合計件数(過去3年間の平均件数以下)	660以下	718	91%	
取組項目 iii	○	9	交通安全施設整備事業	1,183,335	735,204	156,886	<p>●事業内容 交通事故の防止を図り、併せて交通の円滑化に資するため、交通の安全を確保する必要がある道路について交通環境を改善するための施設整備を実施。</p> <p>●実施状況 主に交通規制センターが信号機を管理する地域において、信号機の更新を行った。また、バリアフリーに対応した音響式信号機、エスコートゾーン及び横断歩道の新設・更新を行うなど、交通安全施設の整備を推進した。</p>	【活動指標】	14	13	92%	<p>●事業の成果 ・交通弱者を重点対象とするバリアフリー対応型の交通安全施設の整備を推進し、信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故抑止を図った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・交通安全施設の整備を推進したことで、より安全な交通環境となり、交通事故の抑止に寄与した。</p>
				1,161,726	553,152	164,668		歩行者支援型交通信号機の整備(基)	18	18	100%	
				1,126,738	560,011	141,614		【成果指標】	31以下	33	93%	
				道路交通法第4条				信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故発生件数(件)	33以下	24	100%	
								—	○	—	—	
取組項目 iv	○	11	交通安全確保業務	5,168	0	0	<p>●事業内容 交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールや適正な特殊車両通行許可審査を実施。</p> <p>●実施状況 会計年度任用職員によるパトロールや適正な特殊車両通行許可審査を行った。</p>	【活動指標】	36	40	111%	<p>●事業の成果 ・会計年度任用職員による交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールの実施並びに適正な特殊通行許可審査を行い、道路交通の安全を確保した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・道路交通の安全が確保され、交通事故抑止に寄与した。</p>
				5,327	0	0		パトロール実施回数(各振興局ごとの平均回数)	36	40	111%	
				6,118	0	0		【成果指標】	0	0	100%	
				道路法第42条 道路法施行令第35条の2				不法占用物件に起因する事故の発生件数(件)	0	0	100%	
								—	○	—	—	
取組項目 iv	○	11	運転免許行政の推進	678,751	678,751	633,668	<p>●事業内容 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とした運転免許の付与及び取消し等の行政処分を実施。</p> <p>●実施状況 運転免許保有者の希望者等からの安全運転相談において、それぞれ相手方の立場に応じた助言や対応を行うとともに、悪質・危険な運転者に対しては、早期に運転免許取消しなどの行政処分を行った。</p>	【活動指標】	1,500	1,564	104%	<p>●事業の成果 ・適正な運転免許行政を推進した結果、運転免許保有者や新規取得者の安全運転意識の高揚が図られた。また、悪質・危険な運転者に対して早期に行政処分を執行し、道路交通上の危険を防止した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・令和5年中の交通事故発生件数は前年度に比べて微増しているものの、重傷者数は減少しており、交通事故抑止に寄与した。</p>
				686,480	686,480	638,760		安全運転相談による聞き取り件数(件)	1,500	1,684	112%	
				732,066	732,066	645,823		【成果指標】	38以下	31	100%	
				道路交通法第101条、第103条ほか				運転免許人口1万人当たりの交通事故発生件数(件)	33以下	32	100%	
								—	○	—	—	

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 交通安全運動、交通安全教育等の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>各季交通安全運動における関係機関・団体と連携した広報啓発や対象に応じた交通安全教育等を推進した結果、事業群の最終目標である年間の交通人身事故発生件数の目標値は達成したが、新型コロナウイルスの第5分類移行後の交通流の活発化も一因となり、交通事故死者数は36人(前年比+9人)、発生件数は2,639件(前年比+29件)と前年に比べ増加した。</p> <p>死亡事故内容を分析すると、歩行者の死者数が14人であり、そのうち道路横断中の歩行者が12人で約8割と依然として高い割合を占めており、また、道路横断中の全てが夜間に発生しており、昼間に比べ見通しが良くない状況から、車両運転者の前方不注意や進路の安全不確認などが主な原因として挙げられる。</p> <p>一方で、前年の課題であった高齢運転者の事故については、発生件数、死者数ともに減少し、一定の成果が見られており、今後の課題としては、歩行者の交通事故抑止対策、特に、夜間における歩行者事故抑止対策を強化して推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>令和5年中の死亡事故の分析結果を踏まえ、夜間における歩行者事故抑止対策として、車両運転者に対するハイビームの積極的活用及び信号機のない横断歩道の予告標示であるダイヤモンドマークの周知を強化し、歩行者保護意識の向上を徹底するとともに、歩行者に対しては、徒歩による夜間外出時の反射材の着用、実際の事故事例に基づいた道路横断時における斜め横断や横断歩道外の横断の危険性を周知する必要がある。今後、これらのことを重点として、交通安全講習や交通安全キャンペーン、交通指導取締り等の街頭活動における指導のほか、新聞やラジオ等による各種広報媒体による繰り返しの広報啓発、更に各自治体や企業等が街頭に掲示しているデジタルサイネージ等の広報媒体を活用し、より多くの県民に対する広報啓発を図っていく。</p>
<p>ii 交通指導取締りの推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進したが、交差点関連違反を原因とした事故が全事故の半数以上となるなど依然として高い水準を占め、飲酒・無免許運転による交通事故についても47件(前年比+15件)と増加した。また、死亡事故も交差点関連違反を原因とした事故が16件(前年比+5件)、飲酒運転による事故が4件(前年比+3件)と大幅に増加したことから、引き続き、交差点関連及び悪質性・危険性の高い違反を重点に置いた交通指導取締りを推進する必要がある。</p> <p>飲酒運転の増加については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類移行し、外出や飲酒の機会が増えたことも一因に挙げられることから、社会の変容に応じた交通指導取締りを推進し、交通事故抑止を図る必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>交差点関連及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを引き続き推進する。</p> <p>特に、飲酒・無免許運転については、重大事故に結びつきやすいことから、夜間取締りや検問など効果的な検挙活動を推進するとともに、繁華街における警戒などの未然抑止活動を推進する。</p>
<p>iii 交通安全施設の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>交通安全施設の整備として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の要望、道路の新設状況、交通量等を総合的に検討し、道路交通実情に適應する交通規制の設定と信号機等の設置を実施</li> <li>・高齢者、障害者等の交通弱者の安全を確保するため、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備を実施</li> <li>・生活道路における歩行者の安全を確保するため、「ゾーン30」の整備及び各種通学路の安全対策を推進</li> <li>・道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見に努め、適切な措置を講ずる二次点検プロセスを推進</li> </ul> <p>などの対策を推進し、交通事故の抑止を図った。</p> <p>高齢になっても安全に移動することができ、障害の有無に関わりなく安全に安心して暮らせる社会を目指すため、高齢者、障害者等交通弱者への安全対策を継続する必要がある。</p> <p>また、限られた予算内での適切な維持管理を行うため、継続して既存の交通安全施設の見直しを図りながらスクラップアンドビルドを推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き、道路新設や交通量増大等の道路環境の変化に伴う交通安全施設整備を推進するとともに、少子高齢化・過疎化等の社会の変容に対応するため交通安全施設の合理化を推進する。</p> <p>重大事故となる可能性が高い高齢者、障害者等交通弱者への安全対策として、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備を継続して推進する。</p>
<p>iv 運転免許行政の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>運転免許保有者に対する更新時講習等の機会において、交通事故情勢に応じた講習を実施し、安全運転意識の高揚を図ったほか、運転に不安を感じている方や、一定の病気等に罹患しているおそれがある方に対しては、安全運転相談を行い、運転継続が困難な場合には、行政処分を実施し、必要に応じて自主返納を促した。令和5年中は重傷事故の件数は減少しているものの、交通事故発生件数が微増していることから、引き続き、交通事故抑止に向けた対策を推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>交通事故(特に高齢運転者が第1当事者となる交通事故)を抑止するため、認知機能検査及び運転技能検査を適正に実施するために、運転免許更新時等における高齢者講習を充実させるとともに、運転に不安を感じている方や一定の病気等に罹患しているおそれのある方に対して安全運転相談を実施し、必要な場合には、自主返納を促す。</p>

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	○	1	交通安全教育推進事業	令和5年中の高齢者関連交通事故の発生件数は、前年と比べ減少したが、高齢者事故のうち運転中の事故が9割を占めており、また、高齢歩行者が関連する死亡事故の大半が道路横断中である現状を踏まえ、知事部局や各市町と連携し、県警本部で運用管理している運転者用、歩行者用シミュレーター機器を活用した出前型の参加体験型講習会を積極的に実施したほか、反射材等を活用したユーモアを交えた啓発や街頭キャンペーン等の実施状況などをSNSに掲載し、幅広い世代の県民に対する交通安全意識の醸成を図るための情報発信を実施した。	②	より実践的で安全意識の高揚が期待できる交通安全教育として、シミュレーター機器を活用した出前型の参加体験型講習会を実施しているところ、今後、各地区のイベント行事等に積極的に参加し、更に実施頻度を増やして継続的に実施する。 また、ライフステージに合わせた段階的、体系的な交通安全教育として、現状として、交通弱者と言われる子供や高齢者を中心に年齢に応じた交通安全教育を実施しているところ、今後、新たな電動モビリティ等の利用増加を考慮した幅広い世代の交通安全教育を推進する。	改善
			—				
			交通企画課				
	○	2	交通安全対策推進費	—	—	令和3年度から令和7年度の交通安全に関する総合的な指針となる「第11次長崎県交通安全計画」に基づき、令和6年度の長崎県交通安全実施計画を策定し、市町、警察、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、陸上交通の総合的な交通安全対策を推進する。また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から、交通安全図画を募集して交通安全意識の啓発を図る。 交通安全対策基本法で交通安全実施計画の策定が義務付けられており、長崎県の交通安全対策を推進していく上で必要な事業であり、県内の交通情勢を踏まえ、効果的な交通安全対策を強力に推進する必要があるため、本事業を継続していく。	現状維持
			S46-				
			交通・地域安全課				
		3	交通安全運動推進費	—	—	交通事故を抑止するためには、県民一人一人の交通安全に対する高い意識が不可欠であり、県民の意識高揚を図るためには、各季の交通安全運動等(夏の交通安全週間を含む。)を推進していく必要があることから、本事業を継続していく。 また、交通死亡事故が多発したときには、緊急の対策を講じて交通死亡事故の鎮静化を図る必要があることから、迅速な広報活動、その他の対策を講ずるため、本事業を継続していく。	現状維持
S51-							
	4	交通安全指導員等育成費	—	—	交通安全指導員は、児童等への交通安全教育、交通安全の広報活動、街頭指導など児童等を中心とした歩行者の交通安全確保・交通安全指導の中核的存在であり、その活動が児童等の交通事故被害防止に大きく寄与していることから、本事業を継続していく。その一方で、高齢者の交通事故抑止が大きな課題であるため、高齢者の交通事故抑止に向けた活動を幅広く展開して行く必要がある。 市町交通安全指導員は、各地域の交通安全維持に必要不可欠な存在であり、その活動が県下の交通秩序維持に大きく貢献していることから、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に規定されたとおり、県の責務として交通指導員への指導教育を行って交通指導員の資質向上を図るためにも本事業を継続していく。	現状維持	
		S48-					
		交通・地域安全課					
	5	交通安全母の会育成費	—	—	交通安全母の会は、児童・生徒の交通安全確保のため地域に根ざした交通安全活動を実践している団体であり、県民の交通安全意識の向上に寄与している。 また、長崎県交通安全母の会連合会は、県下の交通安全母の会を取りまとめ、交通安全の事業を積極的に展開し、児童・生徒を対象とする事業のみならず、高齢者の交通事故防止活動も行うなど、交通事故抑止に大きく貢献していることから、本事業を継続していく。	現状維持	
		S53-					
		交通安全母の会育成費					
	7	高齢者交通安全教育事業費	R6新規	—	②⑤	令和5年中の交通事故死者数に占める高齢者の割合は約6割と高く、高齢者に係る事故防止対策は県の重要な課題であることから、令和6年度も引き続き高齢者を交通事故の加害者や被害者にならないための対策として、県、警察、市町の連携によるシミュレーター機材を活用した高齢者対象の参加体験型講習会を中心とした事業を実施する。 令和7年度においても実際に実施する中で効果・効率を検討しながら、実施回数、内容、実施対象の確保方法等の見直しを行い、より効果的な参加体験型講習会を実施する。	改善
		(R6新規)R6-8					
		交通・地域安全課					

取組項目 ii	○	8	交通秩序の維持事業	交通事故発生状況を分析・検証した上で、交通事故の実態に即した交通指導取締り計画の見直しや取締り手法の変更を行い、令和6年度は交差点関連違反や悪質性・危険性の高い違反の取締りに重点を置き、具体的には交差点における横断歩行者妨害違反の取締りや大型検問による飲酒運転取締りなどの活動を強化し、交通事故の抑止に資する交通指導取締りを推進している。	②	交通事故の分析結果に基づく効果的な交通指導取締りを推進するとともに、引き続き、交差点関連違反及び悪質・危険性の高い飲酒・無免許運転違反の交通指導取締りに重点を置くこととする。 特に飲酒運転は、社会の変容に応じて増加が懸念されることから、違反場所・時間帯等の分析に基づく効果的な検挙活動と繁華街警戒や検問等による未然防止活動を効果的に行い、交通事故の抑止を図る。	改善
			—				
			交通指導課				
取組項目 iii	○	9	交通安全施設整備事業	少子高齢化、過疎化等の社会変容に伴い、道路交通の実態も変化していることから、既存の交通安全施設の見直しを図りながらスクラップアンドビルドを推進しつつ、高齢歩行者、障害者などの交通弱者を重点対象とするバリアフリー対応型の交通安全施設を推進している。	②⑨	今後も少子高齢化、過疎化等が更に進行することが予想されており、これに伴って交通実態の変化も加速していくものと考えられることから、既設の信号機等の交通安全施設のうち、有効性や必要性が乏しくなっているものについては確実に廃止を推進しつつ、新規道路建設や交通量増加等に対応するための交通安全施設整備を推進する。 一方で、交通事故を減少させるためには、高齢者、障害者等交通弱者の安全対策が必要であることから、引き続き、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備を推進する。	改善
			—				
			交通規制課				
取組項目 iv	○	10	交通安全確保業務	—	—	会計年度任用職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。道路交通の安全確保を図っていくためには、適正な道路維持管理が不可欠であり、本事業を継続していく。	現状維持
			H15-				
			道路維持課				
取組項目 iv	○	11	運転免許行政の推進	—	—	交通事故(特に高齢者が第1当事者となる交通事故)を減少させるため、運転免許更新時等における各種講習や安全運転相談を引き続き推進する必要があることから本事業を継続していく。	現状維持
			—				
			運転免許管理課				

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができていないか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せていないか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要があるか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点